（１２）安全教育

【学校のやくそく】

※生活重点目標を児童の様子に合わせて立てる。児童朝礼時に担当教員が、全校児童に呼びかける。

○ろうかや階段を走らない。右側通行をする。

○給食の返却時のみ例外として、左側通行を可能とする。

○通路では、遊ばない。

○上ぐつ、下ぐつの区別・土のところは、上ぐつで歩かない。

○給食の始まりから午後 12 時 55 分までは、遊びに出ない。（教室で待つこと）

○運動場使用　・旗を目印とする。白旗―使用可、赤旗―使用不可

○中庭使用　・原則として低学年が使用。　・なわとびは１・２年生のみ可。

・１年生が優先して使う。　・ボール遊びは禁止。

○体育館使用　・体育館シューズを使用。（授業以外で使用する時は、必ず指導者がつくこと）

【安全点検】

・月初めを「安全指導の日」とする。

・月初めの校内安全点検（危険箇所及び修理必要箇所、電子ホイッスル）

・月初めの消火器の位置点検（安全点検表をもとに、設置場所の清掃場所担当者が行う）

・月初めの遊具点検

担当学年	点　検　遊　具	
低学年	中　庭	ブランコ・ジャングルジム
中学年		鉄棒
高学年	運動場	投てき板・投てき版裏のタイヤ・鉄棒・高鉄棒
担任外・なかよし		留守家庭児童会横すべり台・うんてい・土管登り棒・すべり台

【登下校】

≪校区地区割≫

①東中振１丁目　②東中振２丁目　③菊丘南町　④香里ヶ丘５丁目

⑤香里ヶ丘６丁目　⑥香里ヶ丘７丁目　⑦香里ヶ丘８丁目

≪交通安全立ち番≫

・春と秋の交通安全週間に全教職員が分担して、「交通安全立ち番」を行う。

・日常的な交通安全に関する問題は、その都度解決をはかる。

・PTA の生活指導委員会や地域諸団体との協力・連携を深め、児童の登下校時における安全確保のネットワークの構築を図る。（「五常っ子安全見守り隊」）

・PTA、校区コミュニティ協議会、青少年を守る会等との協力体制を整備、活用する。

【学校の安全管理及び児童の安全確保】

・校門の施錠、来校者のインターホンによる確認の徹底

・五常っ子安全見守り隊（PTA,校区コミュニティ協議会、青少年を守る会で構成）による支援活動（地域ネットによる児童の安全見守り活動の整備）

・研修や訓練等における地元消防署、警察署との連携

・五常小学校「危機管理マニュアル」に基づいた、教職員の防犯実技研修会の実施と作成マニュアルの検証の実施